

広域型介護施設の大規模修繕に係る事業者募集について（令和8年度募集要項）

目次

■ 募集要項

1 当該募集に係る主な流れ	・ ・ ・ ・ ・ P. 1
2 募集施設	
3 対象事業	
4 補助金	・ ・ ・ ・ ・ P. 2
5 応募要件	
6 資金計画・収支計画について	・ ・ ・ ・ ・ P. 4
7 留意事項	
8 提出書類	・ ・ ・ ・ ・ P. 5
9 提出期限	
10 応募書類提出場所（問い合わせ先）	
別表1「大規模修繕」	・ ・ ・ ・ ・ P. 6
別表2	
（別紙1）広域型介護施設の大規模修繕に係る事業者募集 提出資料一覧	・ ・ ・ ・ P. 7
（別紙2）補助金の対象となる事業・国および県の補助金について	・ ・ ・ ・ P. 9

■ 様式集（エクセルデータ）

神戸市民間社会福祉施設等整備補助の申込みについて
質問票
提出資料

広域型介護施設の大規模修繕に係る事業者募集について（令和8年度募集要項）

1 当該募集に係る主な流れ

○募集要項の配布

2026年10月29日（木曜）から

○応募書類提出期間

2026年10月29日（木曜）から2026年12月21日（月曜）

○事業内容ヒアリング（予定）

2026年1月頃 ※必要に応じて実施します。

○施設整備審査会（予定）

2026年2月頃

○採択結果通知（予定）

2026年3月頃

<スケジュール>

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～	～R10.3月末 完了
(1) 募集要項の公表	●							
(2) 応募書類提出期間	●	→						
(3) 審査期間			←	←	←	→		
(4) 施設整備審査会					●			
(5) 採択結果通知						●		
(6) 設計協議、公告・入札						←	→	
(7) 工事着工						←	→	
(8) 事業完了							←	→

※（３）～（５）の各期間については前後する可能性があります。

2 募集施設

神戸市内の介護保険制度以前（2000年3月末まで）に開設された広域型介護施設（定員30名以上の特別養護老人ホーム、ケアハウス（軽費老人ホーム）、老人保健施設）に対し、大規模修繕の補助を行う。

※定員29名以下の地域密着型施設は対象外。

3 対象事業

（１）次の要件①～③をすべて満たす事業を補助対象とする。

① 一定年数（10年）を経過して使用に堪えなくなり、修繕並びに改修が必要となった施設および付帯設備で、別表1に記載する大規模修繕事業。

② 総事業費

ア 床面積2,500㎡未満：10,000千円（税込）以上の工事

イ 床面積2,500㎡以上： $4,000 \text{ 円/㎡} \times \text{床面積}$ （税込）以上の工事

広域型介護施設の大規模修繕に係る事業者募集について（令和８年度募集要項）

※複合施設の場合、共用部分の床面積については各用途の床面積で按分して専有部分の床面積に加えること。

※工事契約単位でア、イを満たすこと。

- ③ 令和９年度中に事業完了するもの
- (2) 予定する事業において複数の工事を予定している場合は、内訳書等により各工事の金額が確認できるようにすること。
- (3) 補助金交付は、１施設につき１回までとする。
- (4) 次のいずれかに該当する工事は**補助対象外**となるので、注意すること。
 - ① 新たな設備の整備や機能の追加を伴う工事、その他大規模修繕の範囲を超え建物の資産価値が向上する工事（耐震工事を含む）
 - ② 介護保険制度開始（2000年４月）以降に増築した建物部分についての大規模修繕事業

4 補助金

- (1) $1,400 \text{ 千円} \times \text{入所定員数} \times \text{補助率}$ を補助上限額とし、**併設ショート定員は対象外**とする。（補助率は別表２のとおり）
- (2) 補助対象経費は、特養の大規模修繕に必要な工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）とする。
- (3) 補助金の算定方法は、(1)に定める額と、(2)に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (4) 補助対象は募集施設の本体部分に限り、本事業により併設ショートの床やデイサービス等にも大規模修繕工事を行う場合は適切に按分すること。
- (5) 神戸市民間社会福祉施設等整備審査会の承認を経て採択された大規模修繕事業について、補助金を受けることができる。

5 応募要件

応募にあたっては、以下の要件を全て満たすこと。また、募集期間中においても重大な法令等の違反が発覚した際には、採択の対象としない。

- (1) 大規模修繕対象施設が土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）でないこと。
- (2) 大規模修繕対象施設が土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等（「以下、「災害イエローゾーン」という。」）である場合、防災対策工事により、当該地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、以下の要件を全て満たしていること。

ア 災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施され

広域型介護施設の大規模修繕に係る事業者募集について（令和8年度募集要項）

る計画が作成済であること。

イ 大規模修繕対象施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載されていること。

(3) 直近5年の間に役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ない者、又は禁固以上の刑に処された者がいないこと。

(4) 直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。

(5) 会社更生法又は民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。

(6) 介護保険上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了していること。

(7) 介護保険法の指定の効力の一部もしくは全部停止の処分を受けた場合、その処分期間を経過し、終了していること。

(8) 過去5年の間に、神戸市内外を問わず介護保険施設等（後記枠内）の整備・運営について重大な法令等の違反がないこと、介護保険施設等の整備事業者の採択取消等を受けたことがないこと、又は法人及び事業の運営において重大な法令等の違反がないこと。

(9) 過去2年の間に、神戸市の介護保険施設等の整備事業者募集の採択後に辞退をしたことがないこと。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。

(11) 令和10年3月31日までに事業完了する計画であること。

(12) 大規模修繕費について適切な資金計画が策定されていること。

(13) 財源に借入金を予定している場合は、金融機関と協議がされ、その融資が確実に見込まれること。

(14) 大規模修繕の事業計画に関して必要な財源を確保してください。

大規模修繕に係る自己資金は、大規模修繕に係る費用から補助金を差し引いた額の15%以上を現に有していることが必要です（修繕完了まで有することが必要です）。

※大規模修繕に係る費用：工事請負費及び工事事務費

※自己資金には、借入金によって調達される資金は含みません。

(15) 非常災害対策計画及び業務継続計画（BCP、災害・感染）を策定していること。

(16) 大規模修繕とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、別表1の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

広域型介護施設の大規模修繕に係る事業者募集について（令和8年度募集要項）

介護保険施設等；

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護型ケアハウス、介護付有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、老人デイサービス事業、老人居宅介護等事業、老人短期入所事業

6 資金計画・収支計画について

- (1) 大規模修繕後も施設の安定した運営が見込まれることが必要です。施設の収支見込、修繕時借入金の償還財源などを適切に見込んでください。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構（WAM）による融資を受ける予定である場合は、事前にWAMに相談したうえで、資金計画に反映してください。また、WAMやその他金融機関と協議した際にはその記録を提出してください。
- (3) 資金収支計画書の各年度における「当期末支払資金残高」については、償還金の支払いを行った後、「事業活動支出」の3か月分程度の財源を確保するよう計画してください。
- (4) 大規模修繕に係る費用や借入金の利率（変動金利など）の上昇にも対応できる資金計画としてください。

7 留意事項

- (1) 大規模修繕事業の実施にあたり法令等に違反した場合、本市の指示・指導に従わない場合には、採択を取り消すことがあること。
- (2) 提出された応募書類の内容について、虚偽記載又は重大な誤りが判明した場合は、採択後であっても、採択を取り消す場合があること。
- (3) 本対象事業の採択にあたっては、神戸市民間社会福祉施設等整備審査会で適当と認められた計画を対象とする。神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において交付することとし、適当と認められた大規模修繕事業であっても補助金の交付が出来ない場合があるため、余裕を持った資金計画を策定すること。
- (4) 正当な理由により、採択後に計画を変更する必要がある場合には、事前に本市に書面にて変更内容や理由を提出のうえ、本市の判断・指示に従うこと。書面の提出を行うことなく計画を変更した場合は、採択を取り消すことがある。
- (5) 正当な理由なく、応募時に予定していた時期までに工事着工できない場合は、採択を取り消すことがある。
- (6) 採択後に申込みを取り下げた法人については、事業の円滑な実施を図る観点から、次回以降の応募において優先順位を調整する場合がある。
- (7) 募集期間中に直接間接を問わず、応募事業者が市職員等に対し「神戸市市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」第2条第6号に該当する不当要求行

広域型介護施設の大規模修繕に係る事業者募集について（令和8年度募集要項）

為（不当要求行為の疑いがある場合を含む）があった場合は、応募資格を喪失したものとする。

（８）採択後、事業の進捗状況について書面もしくはデータにより月次報告書を提出すること。

（９）採択後、事業完了までに他の事業者への事業譲渡は認めないものとする。

8 提出書類

別紙１「提出書類一覧」のとおり

提出書類についてはデータでの提出とすること。

9 提出期限

令和8年12月21日（月）17時必着

下記提出先に電子データで提出すること

E-mail：kourei_shisetsuseibi@city.kobe.lg.jp

10 応募書類提出場所（問い合わせ先）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所1号館4階

神戸市福祉局高齢福祉課施設整備担当

（連絡先）E-mail：kourei_shisetsuseibi@city.kobe.lg.jp

※質問事項については、必ず指定の様式に記載のうえ、2026年11月30日月曜までにメールでお送りください。公平性の観点より、電話での質問は受け付けません。

広域型介護施設の大規模修繕に係る事業者募集について（令和８年度募集要項）

別表１ 「大規模修繕」

整 備 区 分	整 備 内 容
（１）施設の一部改修	・一定年数を経過し、使用に堪えなくなり、改修が必要となった外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
（２）施設の付帯設備の改造	・一定年数を経過し、使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備（照明設備を含む）、ガス設備、冷暖房設備、エレベーターの改造更新工事
（３）その他局長が必要と認める工事	・特に必要と認められる上記に準ずる工事のうち、局長が認めるもの

別表２

建築年	補助率
～1988.3	1.0
1988.4～1991.3	0.8
1991.4～1994.3	0.6
1994.4～1997.3	0.4
1997.4～2000.3	0.2

広域型介護施設の大規模修繕に係る事業者募集 提出資料一覧

No	チェック	提出書類	備考
1	☐	・事業者募集への応募について ・神戸市民間社会福祉施設等整備補助 の申込みについて	Excel 指定様式 Word 指定様式
2	☐	大規模修繕事業 工事記載表	Excel 指定様式
3	☐	大規模修繕事業 趣意書	Excel 指定様式
4	☐	法人調書	Excel 指定様式
5	☐	財務諸表（直近 1 年分）	任意様式（貸借対照表（B/S）、事業活動収支計算書（P/L）、資金収支計算書（C/F）、申請日までの月次試算表）
6	☐	事業計画書	Excel 指定様式
7	☐	応募する大規模修繕の修繕・更新履歴 がわかる資料	任意様式（建物・設備保全台帳（修繕台帳）、中長期修繕計画書、法令に基づく定期点検報告書 等）
8	☐	事業スケジュール表（工程表）	任意様式
9	☐	資金計画書	Excel 指定様式（補助対象事業及び全体事業について作成のこと）
10	☐	事業費按分内訳表 （併設施設がある場合）	任意様式（併設施設がある場合、按分根拠について作成のこと）
11	☐	償還計画書（借入がある場合）	Excel 指定様式（補助対象事業及び全体事業について作成のこと）
12	☐	償還財源内訳（借入がある場合）	Excel 指定様式（償還計画書の内訳について、補助対象事業及び全体事業について作成のこと）
13	☐	資金収支計画書	Excel 指定様式（補助対象事業及び全体事業について作成のこと）
14	☐	過去 3 年間の監査指導の指摘事項 および指摘事項に係る改善状況	各自治体からの指摘事項、改善状況
15	☐	見積書	任意様式
16	☐	工事内訳書	
17	☐	付近見取図（位置図）	
18	☐	平面図・立面図・設備図面	
19	☐	現況写真、写真方向図（2 方向以上） ※修繕を実施する部分	

- ※ 追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ 本提出資料は、神戸市民間社会福祉施設等整備審査会の資料を兼ねています。
審査会の承認後に、計画が変わった場合は再度付議が必要になる場合があります。
- ※ こちらの「提出資料一覧」についても、提出書類と併せて提出をお願いします。

補助金の対象となる事業・国および県の補助金について

補助金の対象となる事業には、施設の整備（建替え、増床）や新たな設備の設置に係る費用は含まれません。また、広域型施設の大規模修繕についての補助制度については下記のものがございますので、積極的にご活用ください。

○兵庫県地域介護拠点整備補助事業補助金（例年 6 月頃に次年度の意向調査を実施）

- ・介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備

<対象施設>

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム等の広域型施設

<対象事業>

国の管理運営要領に定める大規模修繕又は耐震化を行う事業

<補助要件>

都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護付きケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を 1 施設創設することを条件に、広域型施設 1 施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を補助対象とする。なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない（市外・県外の施設でも可能）

参考 URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/news.html>

○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（例年 4 月頃、12 月頃に募集あり）

- ・社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

<対象施設>

高齢者施設等であって、社会福祉法に規定する社会福祉連携推進法人の社員又は令和 4 年 4 月以降に吸収合併若しくは新設合併を行った者が設置又は所有するもの

<対象事業>

利用者等の安全性確保等の観点から大規模な修繕等（国の要綱に定めるもの）を実施する事業

- ・国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

<対象施設>

高齢者施設等であって、当該施設等において防災・減災等事業支援特例交付金を充てて国の要綱に定める事業（「国土強靱化対策事業※」という）を実施するもの

※非常用自家発電設備整備事業、水害対策強化事業等

<対象事業>

国土強靱化対策事業と一体的に行う大規模な修繕等（国の要綱に定めるもの）を実施する事業

参考 URL : https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/business/recruit/jikahatsuden_block.html